

令和5年度 政策・方針決定等への女性の登用・在籍状況 (＊増加した機関を抽出)

別添資料2

◆審議会等委員の登用

(上段)：令和 4年4月1日現在

(下段)：令和 5年4月1日現在

(2) 地方自治法第202条の3に定める、法律・条例に基づく附属機関

名称	総委員数		左の割合 % (B/A × 100)	根拠法令・条例	女性委員が増加した理由	所管
	人(A)	うち女性委員数 人(B)				
甲賀市環境審議会	8	3	37.5%	甲賀市環境基本条例	関係団体による推進や公募によるものであり、男女比の調整は難しい。	環境未来都市推進室
	8	4	50.0%			
甲賀市介護認定審査会	28	14	50.0%	甲賀市介護保険条例	保健・福祉分野における専門職は、性別に配慮して人選し依頼している。	長寿福祉課
	28	15	53.6%			
甲賀市介護保険運営協議会	16	5	31.3%	甲賀市介護保険条例	各団体へ委員選出依頼時に、男女共同参画の視点から女性委員の推薦について配慮いただけるよう文言を付け加えている。	長寿福祉課
	16	8	50.0%			
甲賀市水道事業審議会	10	4	40.0%	甲賀市水道事業審議会条例	令和5年2月の委員改選にあたり、女性の登用を働きかけたため。	上下水道総務課
	10	5	50.0%			
甲賀市学校給食センター運営委員会	17	10	58.8%	甲賀市学校給食センター条例	PTA選出依頼時に女性比率向上のためなるべく女性を選出いただきたい旨の文言を付け加えている。 構成員のうち職種に一部変更(校医が減少、養護教諭が増加)があったため。	教育総務課
	11	7	63.6%			
甲賀市社会教育委員の会議	12	6	50.0%	社会教育法	女性の登用を働きかけたため。	社会教育スポーツ課
	13	8	61.5%			
甲賀市少年センター協議会	15	4	26.7%	甲賀市少年センター条例	委員は青少年の健全育成に関係のある機関又は団体の代表者、関係教育機関の職員および関係行政機関の職員となっているが、例年と比較して関係職員の女性比率が高かったため。	社会教育スポーツ課
	15	7	46.7%			

(3) 要綱・規則等に基づく委員会等

名称	総委員数		左の割合 % (B/A × 100)	設置根拠	女性委員が40%未満である理由	所管
	人(A)	うち女性委員数 人(B)				
甲賀市多文化共生推進委員会	10	5	50.0%	甲賀市多文化共生推進委員会設置要綱	甲賀共同職業安定所統括職業指導官が令和5年度は女性であるため。	市民活動推進課
	10	6	60.0%			
甲賀市市民参画協働推進検討委員会	12	3	25.0%	甲賀市市民参画・協働推進設置要綱	市民活動団体の中でも女性が中心となって活動している団体へは、積極的に声をかけた。	市民活動推進課
	12	6	50.0%			
甲賀市後期高齢者医療被保険者資格証明書適正交付審査会	5	1	20.0%	甲賀市後期高齢者医療被保険者資格証明書適正交付審査会要綱	課長級のあて職のため	保険年金課
	5	2	40.0%			
甲賀市西教育集会所運営委員会	16	6	37.5%	甲賀市西教育集会所運営委員会要綱	関係機関・団体等のあて職のため、意識して女性委員の登用を進めたわけではなく、結果的に40%以上となったものである。	人権推進課
	16	7	43.8%			
甲賀市配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する基本計画策定委員会	10	6	60.0%	甲賀市配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する基本計画策定委員会設置要綱	委員の見直しにより総委員数が減り、結果として女性委員の割合が増加した。	家庭児童相談室
	8	5	62.5%			
甲賀市スポーツ推進委員	36	19	52.8%	スポーツ基本法、甲賀市スポーツ推進委員規則	国のスポーツ基本計画でも女性のスポーツ推進が必要な施策の1つになっていることを踏まえ、女性委員から積極的に同性の方に声をかけていただき、委員になっていただいているため。	社会教育スポーツ課
	38	21	55.3%			